

## 沼田横塚産業団地企業誘致プロモーション業務委託仕様書

### 1 業務の名称

沼田横塚産業団地企業誘致プロモーション業務委託

### 2 業務の目的

沼田横塚産業団地への企業誘致を促進するため、効果的なプロモーションを展開し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

### 4 業務内容

#### (1) PR 資料作成

- ・沼田横塚産業団地を含む沼田市の事業環境や特長をPRするためのパンフレット、リーフレットの企画・構成・デザイン・印刷製本。
- ・デザインは沼田市のブランドイメージに合致したものとし、視覚的に訴求力のあるものとする。

#### (2) プロモーション動画作成

- ・沼田横塚産業団地を含む沼田市の事業環境や特長をPRするためのプロモーション動画の企画・構成・撮影・編集。
- ・市長へのインタビュー及び産業団地の映像を含める。

#### (3) ブース装飾品作成

- ・イベント出展用にブース用パネル及びノベルティ等の作成。
- ・デザインは(1)と統一感のあるものとする。

#### (4) ランディングページ作成及び管理

- ・産業団地の概要、アクセス情報、企業誘致に関する情報、問い合わせフォームなどを設置した沼田横塚産業団地専用のランディングページの作成。
- ・SEO対策も考慮し、検索エンジンからの集客効果を高めるためのキーワード設定やコンテンツ作成を行う。

#### (5) web 広告のデザイン作成及び管理

- ・産業団地のプロモーションに向けたweb広告のデザイン作成。
- ・広告の掲載先の提案及び掲載後の効果測定を行う。

## 5 仕様

### (1) 企業立地パンフレット

項目	内容
サイズ・ページ数・カラー	A4・8ページ・カラー
印刷物	3,000部
データ	PDF形式、ai形式

### (2) 沼田横塚産業団地リーフレット

項目	内容
サイズ・ページ数・カラー	A4・2ページ・カラー
印刷物	3,000枚
データ	PDF形式、ai形式

### (3) プロモーション動画

項目	内容
動画の尺	完全版：5分程度 ダイジェスト版：1分程度
動画	MP4等、YouTubeにアップロード可能なファイル形式
本事業の為に撮影・編集した動画・写真一式	MP4等

### (4) ブース装飾品

#### ア ロールスクリーン

項目	内容
サイズ	W850×H2000
生地	ターポリン
個数	1

#### イ テーブルクロス

項目	内容
サイズ	W3200×H1800
生地	トロマット
個数	1

#### ウ 背面タペストリー

項目	内容
サイズ	W1800×H1300
生地	トロマット
個数	1

(5) ノベルティ

項目	内容
種類	協議の上決定
個数	200

(6) ランディングページ

項目	内容
管理期間	12 ヶ月

(7) web 広告

項目	内容
配信期間	6 ヶ月
レポート作成	6 回

6 二次利用

- (1) 作成したコンテンツは沼田市による二次利用を可能とする。
- (2) 二次利用に際しては、著作権や使用条件について事前に協議する。

7 納品

(1) 納期

契約期間内で発注者が指定する日とする。

(2) 納品場所

群馬県沼田市下之町 8 8 8 テラス沼田 5 階 経済部産業振興課企業誘致推進室

8 秘密の保持

受注者は、正当な理由がなく、本業務の実施において知り得た秘密を漏らし、及び他の目的に使用することがないよう必要な措置を講じなければならない。本業務の完了後においても同様とする。

9 個人情報保護

受注者は、個人情報の保護に関する法律を遵守し、本業務の実施において知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。本業務の完了後においても同様とする。

10 成果品の契約不適合

受注者は、本業務の完了後において受注者の契約不適合に起因する不良箇所が発見されたときは、訂正、補足その他の必要な作業を受注者の負担にて行い、その結果を発注者に報告し、改めて成果品を発注者に提出しなければならない。

## 1 1 留意事項

(1) 本業務で得られた全ての成果品は、発注者に帰属し、受注者は当該成果品を発注者の許可なく他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。

(2) 打合せ協議は、必要に応じて適宜行う。打合せ議事録は、打合せ後速やかに、受注者が作成して発注者に提出しなければならない。

(3) 本仕様書は、発注者が想定する最低限の業務の概要を示すものであり、受注者の提案内容を制限するものではない。

(4) 本仕様書に定めのない事項、変更の必要又は疑義が生じたときは、発注者及び受注者の協議により定める。